

保育料条例関係

特定教育・保育施設の利用者負担額については、政令で上限を定めているが、今般の無償化に伴い、政令を改正し、対象者に係る上限額を0円とすることとしている。

このため、公立施設をはじめ、特定教育・保育施設の保育料を条例で定めている場合においては、今般の無償化に伴い、これを改正することとなる。

なお、利用者負担額の切り替え（所得判定）は、9月が原則であるが、今年度に限り、市町村が実情に応じて必要と認める場合には、10月とすることができることとした。

特定教育・保育施設の運営に関する基準条例関係

無償化に伴う現行の1号認定子ども・2号認定子どもの食材料費の取扱いとして、原則、保護者が幼稚園や保育所等に支払うこととするが、年収約360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費については、その支払を免除するとともに、相当額を公定価格において加算することとしている。

このため、食事の提供に要する費用の徴収に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の1号認定子ども・2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外した。

内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなるが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けた。

マイナンバーの利用関係

施設等利用給付認定において、0～2歳の子どもについて住民税非課税世帯であることを把握する際にマイナンバーを利用できるようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案において番号法に子育てのための施設等利用給付の認定を位置づける改正を行っている。

マイナンバーを利用して同一市町村内で保有する特定個人情報の内部利用（庁内連携）を行うためには、それに加えて、各自治体において庁内連携条例を整備している必要がある。

マイナンバー制度創設時に国が示しているモデル条例案どおりに、番号法別表第2を引用する形で庁内連携条例を制定している場合は、条例改正の必要はないことを関係部署と確認済。

また、今般の無償化に伴って新たに生じるマイナンバーを利用する事務としては、施設等利用給付認定に係る事務、未移行幼稚園における補足給付事業があり、その具体的な対応として、これらの事務に用いるシステムについては、マイナンバーを保有する前に情報漏洩等のリスクを評価し、その対策について公表する（PIA）必要がある。

この点について、既存の子どものための教育・保育給付の拡充として行うことも考えられるが、システムに係る利用者数を増加させない観点などから、自治体の判断で、実際のシステムの構成にかかわらず、今回のものを新規のもの（既存とは別のもの）として実施することも可能である。

なお、今般の無償化に伴うPIAを既存システムの拡充として行う場合において、その変更が「重要な変更」にあたるかどうかは、特定個人情報保護評価指針の別表で定めるもの（取り扱う事務の内容や対象となる本人の範囲など）を変更する場合とされている。

【参考】幼児教育・保育の無償化の実施に伴うマイナンバーの利用について

< マイナンバーを利用できる事務・取得できる情報とその根拠法令 >

< 現行 >	< 無償化実施後(令和元年10月～) >
<p>(子どものための教育・保育給付)</p> <p>0～5歳の子どもについて、支給認定の際(番号法別表第1省令第68条第2号)に、<u>利用者負担額を定めるために所得情報等(番号法別表第2省令第59条の2第1号)</u>を取得</p>	<p>(子どものための教育・保育給付)</p> <p>0～2歳の子どもについて、支給認定の際(番号法別表第1省令第68条第2号で規定済み)に、<u>利用者負担額を定めるために所得情報等(番号法別表第2省令第59条の2第1号イ～ワで規定済み)</u>を取得</p> <p>3～5歳の子どもについて、支給認定の際(番号法別表第1省令第68条第2号で規定済み)に、<u>低所得世帯(年収約360万円以下)の子どもであることを把握するために所得情報等(番号法別表第2省令第59条の2第1号ロ、ハで規定済み)</u>を取得</p>
	<p>(子育てのための施設等利用給付)</p> <p>0～2歳の子どもについて、支給認定の際(番号法別表第1省令第68条の改正済み)に、<u>住民税非課税世帯の子どもであることを把握するために所得情報等(番号法別表第2省令第59条の2を改正予定)</u>を取得</p> <p>(地域子ども・子育て支援事業(補足給付事業))</p> <p>未移行幼稚園に在籍する子どもについて、事業を実施する際(番号法別表第1省令第68条第7号で規定済み)に、<u>低所得世帯(年収約360万円以下)の子どもであることを把握するために所得情報等(番号法別表第2省令第59条の2を改正予定)</u>を取得</p>

番号法別表第2省令が改正されていなくても、庁内連携でマイナンバーを利用することは可能。

参 考 条 文

(参考1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (抄)

別表第一

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
----------	---

別表第二

百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

(参考2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (抄)

第六十八条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十六条の資料の提供等の求めに関する事務
- 二 **子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務**
- 三 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務
- 四 子ども・子育て支援法第二十二條若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 五 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務
- 六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務
- 七 **子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務**

(参考3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (抄)

第五十九条の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る**支給認定に関する事務** 次に掲げる情報
 - イ 当該支給認定に係る子ども・子育て支援法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども(以下この条において単に「小学校就学前子ども」という。)若しくは当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
 - ロ **当該支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報**
 - ハ **当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報**
 - ニ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
 - ホ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
 - ヘ 小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報
 - ト 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
 - チ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
 - リ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - ヌ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - ル 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ロ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
 - ワ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- 二 子ども・子育て支援法第二十二條の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号イからワまでに掲げる情報
 - 三 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報
 - 四 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更に関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報
 - 五 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に伴う自治体の過料条例関係

市町村が、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関する調査等を行い、保護者や教育・保育を行う者等が、これに対して虚偽の報告等をした場合について、条例で過料を科する規定を設けることができる（子ども・子育て支援法第87条）。子育てのための施設等利用給付についても同様（法第30条の3の改正）としており、過料を科する規定を条例により制定（又は現行の条例を改正）することができる。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に伴う認可外保育施設に関する条例関係

認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限り、5年間は届出のみで足りる（国が定める基準を満たしていない施設も対象とする）経過措置を設けるところ、経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設に限ることができる。

保育の必要性の認定要件関係

子育てのための施設等利用給付の新2号・新3号認定の基準については、保育の必要性の認定基準を条例で制定する必要はない。

なお、現行の子どものための教育・保育給付についても、子ども・子育て支援法上は、保育の必要性の認定基準を条例で制定する必要はない。

概算払に関する規則関係

市町村の判断で、施設等利用費を現物給付化した上で、概算払する場合は、地方自治法施行令第162条に基づく各自治体の会計・財務規則の改正が必要となる。

とりわけ未移行幼稚園の施設等利用給付については、現在の就園奨励費の事務との継続性、利用者の利便性、事業者の負担軽減等の観点から、実情に応じて必要な対応をしていただきたい。

(参考) 地方自治法施行令

(概算払)

第六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 **補助金、負担金及び交付金【就園奨励費（～9月）】**
- 四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- 五 訴訟に要する経費
- 六 **前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの【施設型給付費・地域型保育給費等、施設等利用費（10月～）】**